



令和 3 年

第 2 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 11 号～議第 26 号）

荒 尾 市

令和3年第2回荒尾市議会(定例会) 議案3 目次

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|-------|---|-----|
| 議第11号 | 専決処分について(令和2年度荒尾市一般会計補正予算(第13号)) | 1 |
| 議第12号 | 荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金条例の制定について | 21 |
| 議第13号 | 荒尾市職員定数条例の一部改正について | 25 |
| 議第14号 | 荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 29 |
| 議第15号 | 荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 33 |
| 議第16号 | 荒尾市介護保険条例の一部改正について | 37 |
| 議第17号 | 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 41 |
| 議第18号 | 荒尾市都市公園条例の一部改正について | 81 |
| 議第19号 | 荒尾市消防団条例の一部改正について | 85 |
| 議第20号 | 荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について | 89 |
| 議第21号 | 市道路線の認定について | 93 |
| 議第22号 | 令和2年度荒尾市一般会計補正予算(第14号) | 97 |
| 議第23号 | 令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) | 167 |
| 議第24号 | 令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) | 179 |
| 議第25号 | 令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号) | 191 |
| 議第26号 | 令和2年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第4号) | 209 |

専 決 処 分 に つ い て

令和 2 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第13号）
の専決処分について

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年2月10日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,528千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,591,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 11,682,912 | 65,728 | 11,748,640 |
| | 2 国庫補助金 | 7,528,969 | 65,728 | 7,594,697 |
| 19 繰入金 | | 1,260,688 | 6,800 | 1,267,488 |
| | 2 基金繰入金 | 1,260,688 | 6,800 | 1,267,488 |
| 歳入合計 | | 31,518,825 | 72,528 | 31,591,353 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------|---------|------------|--------|------------|
| 4 衛生費 | | 2,688,237 | 58,928 | 2,747,165 |
| | 1 保健衛生費 | 594,463 | 58,928 | 653,391 |
| 10 教育費 | | 2,333,029 | 13,600 | 2,346,629 |
| | 2 小学校費 | 921,911 | 10,000 | 931,911 |
| | 3 中学校費 | 273,446 | 3,600 | 277,046 |
| 歳 出 | 合 計 | 31,518,825 | 72,528 | 31,591,353 |

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|--------|-------------------|-------|
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 学校保健特別対策事業費（小学校） | 5,743 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校 I C T 環境整備事業費 | 1,690 |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 学校保健特別対策事業費（中学校） | 1,852 |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 中学校 I C T 環境整備事業費 | 616 |

2 変更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-------|---------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 | 13,242 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 | 71,479 |

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|------------|------------|--------|------------|
| 15 | 国庫支出金 | 11,682,912 | 65,728 | 11,748,640 |
| | 2 国庫補助金 | 7,528,969 | 65,728 | 7,594,697 |
| | 3 衛生費国庫補助金 | 54,462 | 58,928 | 113,390 |
| | 9 教育費国庫補助金 | 207,689 | 6,800 | 214,489 |
| 19 | 繰入金 | 1,260,688 | 6,800 | 1,267,488 |
| | 2 基金繰入金 | 1,260,688 | 6,800 | 1,267,488 |
| | 1 基金繰入金 | 1,260,688 | 6,800 | 1,267,488 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|------------------|--------|-------------------------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1 保健衛生費 国庫補助金 | 58,928 | 1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 |
| 1 教育総務費 国庫補助金 | 6,800 | 1 学校保健特別対策事業費国庫補助金 |
| | | |
| | | |
| 1 基金繰入金 | 6,800 | 1 財政調整基金繰入金 |

3 歳 出

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 4 衛 生 費 | 2,688,237 | 58,928 | 2,747,165 | 58,928 | |
| 1 保健衛生費 | 594,463 | 58,928 | 653,391 | 58,928 | |
| 3 予 防 費 | 262,337 | 58,928 | 321,265 | 国庫支出金 58,928 | |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-----------------|--------|---------------------------|----------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 1 報 酬 | 1,891 | 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 | 58,928 |
| | | 非常勤職員報酬 | (1,891) |
| 3 職員手当等 | 367 | 期末手当 | (367) |
| | | 健康労働保険料 | (402) |
| 4 共 済 費 | 402 | 費用弁償 | (130) |
| | | 消耗品費 | (7,821) |
| 8 旅 費 | 130 | 印刷製本費 | (1,573) |
| | | 電話料 | (502) |
| 10 需 用 費 | 9,394 | その他委託料 | (42,163) |
| | | 新型コロナウイルスワクチン接種予約受付等業務委託料 | (41,637) |
| 11 役 務 費 | 502 | 基幹系追加端末設定委託料 | (526) |
| | | 借上料 | (918) |
| 12 委 託 料 | 42,163 | 備品購入費 | (3,161) |
| 13 使用料及び 賃借料 | 918 | | |
| 17 備品購入費 | 3,161 | | |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|-------|--------------------|---------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 10 需用費 | 1,796 | 1 学校保健特別対策事業費（小学校） | 10,000 |
| | | 消耗品費 | (1,796) |
| 17 備品購入費 | 8,204 | 備品購入費 | (7,297) |
| | | 教材備品費 | (907) |

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|----------|---------|-------|---------|----------------|-------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 3 | 中学校費 | 273,446 | 3,600 | 277,046 | 1,800 | 1,800 |
| | 1 中学校管理費 | 99,872 | 3,600 | 103,472 | 国庫支出金 1,800 | 1,800 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|-------|--------------------|---------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 10 需用費 | 954 | 1 学校保健特別対策事業費（中学校） | 3,600 |
| | | 消耗品費 | (954) |
| 17 備品購入費 | 2,646 | 備品購入費 | (2,336) |
| | | 教材備品費 | (310) |

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

| 区 分 | 職員数 (人) | 給 与 費 | | | | 共済費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | | |
| 補正前の額 | 353 (288) | 322,657 | 1,214,448 | 800,042 | 2,337,147 | 450,945 | 2,788,092 | |
| 補正額 | (3) | 1,891 | | 367 | 2,258 | 402 | 2,660 | |
| 計 | 353 (291) | 324,548 | 1,214,448 | 800,409 | 2,339,405 | 451,347 | 2,790,752 | |

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

| | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 職員手当の内訳 | 区 分 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 単身赴任手当 | 特殊勤務手当 | 時間外勤務手当 |
| | 補正前の額 | 38,995 | 1,613 | 22,051 | 17,204 | 360 | 2,117 | 119,796 |
| | 補正額 | | | | | | | |
| | 計 | 38,995 | 1,613 | 22,051 | 17,204 | 360 | 2,117 | 119,796 |
| | 区 分 | 休日勤務手当 | 夜間勤務手当 | 宿日直手当 | 管理職手当 | 期末勤勉手当 | 児童手当 | 退職手当 |
| | 補正前の額 | 3,783 | 60 | 84 | 17,598 | 507,519 | 24,340 | 44,522 |
| | 補正額 | | | | | 367 | | |
| | 計 | 3,783 | 60 | 84 | 17,598 | 507,886 | 24,340 | 44,522 |

荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度
融資利子補給基金条例の制定について

荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金条例
を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度
融資利子補給基金条例

別紙添付

提案理由

荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給事業に要
する経費の財源に充てるため、基金を設置したいからである。

荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度
融資利子補給基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている市内の中小企業者への融資に対し、市が行う利子補給に関する事業に要する経費の財源に充てるため、荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実に有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算

に計上し、国庫に納付するものとする。

荒尾市職員定数条例の一部改正について

荒尾市職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員定数条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

新病院の開院に向け、医療体制の充実を図るため、病院事業職員の定数を増員したいからである。

荒尾市職員定数条例の一部を改正する条例

荒尾市職員定数条例（昭和24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「420人」を「470人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うものである。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の16」を「第34条の16第1項」に改める。

第3条第1項中「家庭的保育事業等」を「その監督に属する家庭的保育事業等」に改める。

第6条第1項中「第3項まで」の次に「並びに附則第4項」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項（法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第15条第3項中「嗜好」を「嗜好^し」に改める。

第16条第2項第4号中「もの（）」の次に「第24条に規定する」を加える。

第18条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに」に改める。

第 28 条第 7 号ウ中「その位置」を「その一」に改める。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 43 条第 8 号ウ中「その位置」を「その一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条
の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

介護保険料率の設定に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,800円」を「31,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「52,200円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「62,640円」を「57,240円」に改め、同項第5号中「69,600円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「83,520円」を「76,320円」に改め、同項第7号中「90,480円」を「82,680円」に改め、同項第8号中「104,400円」を「95,400円」に改め、同項第9号中「118,320円」を「108,120円」に改め、同条第2項中「平成30年度については31,320円と、令和元年度については26,100円と、令和2年度については20,880円」を「19,080円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度における」を削り、「26,100円」とあるのは「43,500円」と、「20,880円」を「19,080円」に、「34,800円」を「31,800円」に改め、同条第4項中「令和元年及び令和2年度における」を削り、「26,100円」とあるのは「50,460円」と、「20,880円」を「19,080円」に、「48,720円」を「44,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分ま

での保険料については、なお従前の例による。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部改正について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例

(荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を
次のように改正する。

目次中「委任」を「雑則」に改め、「第203条」の次に「・
第204条」を加える。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐
待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従
業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス
を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する
介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効
に行うよう努めなければならない。

第6条第5項中「場合は」を「ときは」に改め、同項第1号中
「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第
2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」
を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号
において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47
条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」
の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」
の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」
の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」
の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加え
る。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものと

する。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「以上。」を「以上」に改め、同項第3号中「専ら」及び「。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市

長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の2から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、

全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該

利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第

9 項」を加える。

第 66 条第 1 項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「できる」を「でき、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる」に改める。

第 73 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 80 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第 82 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 83 条第 3 項中「第 111 条第 2 項」を「第 111 条第 3 項」に、「第 192 条第 2 項」を「第 192 条第 3 項」に改める。

第 87 条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 100 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 101 条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の指定地域密着型サービス省令第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」に改め、「2月」と」の次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置か

ないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生^{くわう}の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上

とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条

の 13 中」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中」に改める。

第 10 章を次のように改める。

第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 12 条第 1 項、第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、第 115 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 155 条第 1 項（第 189 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第 204 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

(荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)」を

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

第5章 雑則(第35条) 」に

改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」

という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第30号を同条第31号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に次の1号を加える。

(2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る

ための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための

対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条（第34条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
第3条 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「委任」を「雑則」に改め、「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「できる」を「でき、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護

師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければなら

ない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐

待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、

市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項と

し、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の指定地域密着型介護予防サービス省令第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第5章を次のように改める。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第 9 1 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 1 4 条第 1 項（第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）及び第 7 6 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 9 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 4 条 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 4 条）」を
「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 4 条）
第 6 章 雑則（第 3 5 条）」に
改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 1 9 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 2 0 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための

指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識す

ることができない方法をいう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第30号を同条第31号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第28条

の 2（新指定介護予防支援等基準条例第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第 3 1 条、第 5 5 条、第 5 9 条の 1 2（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条の 2 0 の 3 において準用する場合を含む。）、第 5 9 条の 3 4、第 7 3 条、第 1 0 0 条（新地域密着型サービス基準条例第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）、第 1 2 2 条、第 1 4 5 条、第 1 6 8 条及び第 1 8 6 条、新指定居宅介護支援等基準条例第 2 1 条（新指定居宅介護支援等基準条例第 3 4 条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第 2 7 条、第 5 7 条及び第 8 0 条並びに新指定介護予防支援等基準条例第 1 9 条（新指定介護予防支援等基準条例第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 3 2 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条、第 5 9 条の 2 0、第 5 9 条の 2 0 の 3、第 5 9 条の 3 8、第 8 0 条、第 1 0 8 条、第 1 2 8 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第 2 2 条の 2（新指定居宅介護支援等基準条例第 3 4 条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第 2 8 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第 2 0 条の 2（新指定介護予防支援等基準条例第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行

うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定地域密着型サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第22条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介

護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。
（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 1 1 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

荒尾市都市公園条例の一部改正について

荒尾市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市都市公園条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市都市公園条例の一部を改正する条例

荒尾市都市公園条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

荒尾市消防団条例の一部改正について

荒尾市消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消防団員に対する貸与品及び副分団長の報酬について、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

荒尾市消防団条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（被服等の貸与）

第14条 団員に対しては、規則で定めるところにより職務遂行上必要な被服等を貸与する。

第15条の見出し中「被服」を「被服等」に改める。

第17条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2分団長、指導員の項の次に次のように加え、同表を別表とする。

| | | |
|------|----|---------|
| 副分団長 | 同上 | 53,000円 |
|------|----|---------|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部改正について

荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

副分団長の退職報償金について、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表分団長、指導員の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 副分団長 | 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 |
|------|--------|-------------|-----------|------------|
| 769 | 吸田1号線 | 荒尾市高浜字吸田 | 荒尾市高浜字吸田 | なし |
| 770 | 南新地線 | 荒尾市宮内出目字北外平 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 771 | 南新地1号線 | 荒尾市大島字南新地 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 772 | 南新地2号線 | 荒尾市大島字南新地 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 773 | 南新地3号線 | 荒尾市大島字下町 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 774 | 南新地4号線 | 荒尾市大島字南新地 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 775 | 南新地5号線 | 荒尾市大島字南新地 | 荒尾市大島字南新地 | なし |
| 776 | 南新地6号線 | 荒尾市大島字南新地 | 荒尾市大島字南新地 | なし |

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,110,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 10 地方特例交付金 | | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| | 1 地方特例交付金 | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| 13 分担金及び負担金 | | 163,997 | △2,700 | 161,297 |
| | 2 負 担 金 | 150,221 | △2,700 | 147,521 |
| 15 国庫支出金 | | 11,748,640 | △2,314 | 11,746,326 |
| | 1 国庫負担金 | 4,142,391 | △124,541 | 4,017,850 |
| | 2 国庫補助金 | 7,594,697 | 121,972 | 7,716,669 |
| | 3 国庫委託金 | 11,552 | 255 | 11,807 |
| 16 県支出金 | | 2,161,040 | △120,439 | 2,040,601 |
| | 1 県負担金 | 1,556,030 | △98,151 | 1,457,879 |
| | 2 県補助金 | 498,389 | △22,288 | 476,101 |
| 18 寄 附 金 | | 501,102 | 1,500 | 502,602 |
| | 1 寄 附 金 | 501,102 | 1,500 | 502,602 |
| 19 繰 入 金 | | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| | 2 基金繰入金 | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| 20 繰 越 金 | | 1 | 77,621 | 77,622 |
| | 1 繰 越 金 | 1 | 77,621 | 77,622 |
| 21 諸 収 入 | | 328,217 | 310,689 | 638,906 |
| | 6 雑 入 | 223,856 | 310,689 | 534,545 |
| 22 市 債 | | 2,200,785 | 1,162,700 | 3,363,485 |
| | 1 市 債 | 2,200,785 | 1,162,700 | 3,363,485 |
| 歳 入 合 計 | | 31,591,353 | 1,519,350 | 33,110,703 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-------------|------------|-----------|------------|
| 2 総務費 | | 8,045,812 | 233,773 | 8,279,585 |
| | 1 総務管理費 | 7,452,418 | 234,252 | 7,686,670 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 221,062 | △479 | 220,583 |
| 3 民生費 | | 11,739,380 | △379,163 | 11,360,217 |
| | 1 社会福祉費 | 5,368,757 | △12,662 | 5,356,095 |
| | 2 児童福祉費 | 4,466,347 | △278,750 | 4,187,597 |
| | 4 災害救助費 | 120,267 | △87,751 | 32,516 |
| 4 衛生費 | | 2,747,165 | 48,936 | 2,796,101 |
| | 1 保健衛生費 | 653,391 | △1,087 | 652,304 |
| | 2 清掃費 | 1,373,077 | 50,023 | 1,423,100 |
| 5 労働費 | | 19,002 | 17 | 19,019 |
| | 2 労働諸費 | 19,002 | 17 | 19,019 |
| 6 農林水産業費 | | 440,050 | 515 | 440,565 |
| | 1 農業費 | 320,731 | 2,815 | 323,546 |
| | 3 水産業費 | 26,538 | △2,300 | 24,238 |
| 7 商工費 | | 638,662 | 71,816 | 710,478 |
| | 1 商工費 | 638,662 | 71,816 | 710,478 |
| 8 土木費 | | 2,347,842 | 47,042 | 2,394,884 |
| | 2 道路橋梁費 | 579,692 | 87,018 | 666,710 |
| | 3 河川費 | 159,163 | 7,000 | 166,163 |
| | 4 港湾費 | 284,602 | 50,000 | 334,602 |
| | 5 都市計画費 | 879,152 | 16,733 | 895,885 |
| | 6 住宅費 | 373,411 | △113,709 | 259,702 |
| 10 教育費 | | 2,346,629 | 1,529,873 | 3,876,502 |
| | 1 教育総務費 | 241,395 | 2,928 | 244,323 |
| | 2 小学校費 | 931,911 | 264,880 | 1,196,791 |
| | 4 社会教育費 | 332,970 | △898 | 332,072 |
| | 5 保健体育費 | 563,307 | 1,262,963 | 1,826,270 |
| 11 災害復旧費 | | 251,749 | △33,459 | 218,290 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 165,532 | △33,459 | 132,073 |
| 歳 出 | 合 計 | 31,591,353 | 1,519,350 | 33,110,703 |

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|---------|------------------------|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | エネルギーマネジメント推進事業費 | 245,012 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 庁舎施設改修費 | 7,000 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 担い手確保・経営強化支援事業費 | 6,918 |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 世界遺産修復・公開・活用事業費 | 10,487 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線） | 87,214 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 社会資本整備総合交付金事業費（小野高倉線） | 88,200 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線） | 17,147 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路メンテナンス補助事業費（橋梁点検） | 7,590 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修） | 79,843 |
| 8 土木費 | 3 河川費 | 川登川護岸整備事業費 | 64,092 |
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 下水道事業会計支出金 | 58,710 |
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 土地区画整理事業費 | 32,904 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|-------------------|-------------------|---------|
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 競馬場跡地管理事業費 | 26,000 |
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 公共工事施工管理支援事業費 | 2,500 |
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 公園施設長寿命化対策事業費 | 44,637 |
| 8 土木費 | 6 住宅費 | 住宅・建築物安全ストック形成事業費 | 1,000 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 消防施設新設費 | 48,772 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 防災備蓄倉庫整備事業費 | 3,299 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校施設改修費 | 306,324 |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 中学校施設改修費 | 12,650 |
| 10 教育費 | 4 社会教育費 | 国重要文化財建造物保存修理事業費 | 133,000 |
| 11 災害復旧費 | 1 農林水産施設 災害復旧費 | 現年農林水産災害復旧事業費 | 39,385 |
| 11 災害復旧費 | 2 土木施設災害 復旧費 | 現年公共土木災害復旧事業費 | 31,614 |

2 変 更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|--------|---------|-------------------------|---------|-------------------------|-----------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 8 土木費 | 4 港湾費 | 社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防） | 243,447 | 社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防） | 200,788 |
| 10 教育費 | 5 保健体育費 | 給食センター整備推進事業費 | 52,250 | 給食センター整備推進事業費 | 1,361,731 |

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|----------|-------------|--------------------|---|---|
| 清掃施設整備事業 | 千円 2,100 | 証書借入 又は 証券発行 | 年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率) | 政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。 |
| 減収補填 | 132,400 | | | |

2 変 更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------------|---------|--------------------|---|---|---------|--------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| | 千円 | | | | 千円 | | | |
| 低公害車導 入事業 | 1,600 | 証書借入 又は 証券発行 | 年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるものにつ いて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当 該見直し後 の利率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合 により繰上償 還をなし、又 は低利債に借 換えすること ができる。 | 5,300 | 補正前に同じ | | |
| 災害援護資 金貸付 | 42,500 | | | | 3,900 | | | |
| 水産基盤整 備事業 | 4,900 | | | | 3,900 | | | |
| 道路橋梁事 業 | 188,600 | | | | 238,600 | | | |
| 都市公園事 業 | 87,100 | | | | 71,400 | | | |
| 公営住宅建 設事業 | 98,100 | | | | 56,500 | | | |
| 海岸保全事 業 | 152,900 | | | | 184,200 | | | |
| 消防・防災 施設整備事 業 | 554,700 | | | | 529,700 | | | |
| 義務教育施 設整備事業 | 151,700 | | | | 361,800 | | | |
| 保健体育施 設整備事業 | 56,100 | | | | 898,400 | | | |
| 社会教育施 設整備事業 | 55,400 | | | | 59,500 | | | |
| 災害復旧 | 52,300 | | | | 62,000 | | | |

3 廃止

| 起債の目的 | 限度額 |
|----------|-------|
| | 千円 |
| 農業基盤整備事業 | 1,100 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|------------|-----------|------------|
| 10 地方特例交付金 | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| 13 分担金及び負担金 | 163,997 | △2,700 | 161,297 |
| 15 国庫支出金 | 11,748,640 | △2,314 | 11,746,326 |
| 16 県支出金 | 2,161,040 | △120,439 | 2,040,601 |
| 18 寄附金 | 501,102 | 1,500 | 502,602 |
| 19 繰入金 | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| 20 繰越金 | 1 | 77,621 | 77,622 |
| 21 諸収入 | 328,217 | 310,689 | 638,906 |
| 22 市債 | 2,200,785 | 1,162,700 | 3,363,485 |
| | | | |
| 歳入合計 | 31,591,353 | 1,519,350 | 33,110,703 |

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|--------------|------------|----------|------------|
| 10 | 地方特例交付金 | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| 1 | 地方特例交付金 | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| 1 | 1 地方特例交付金 | 18,000 | 26,251 | 44,251 |
| 13 | 分担金及び負担金 | 163,997 | △2,700 | 161,297 |
| 2 | 負 担 金 | 150,221 | △2,700 | 147,521 |
| 3 | 3 農林水産業費負担金 | 12,860 | △2,700 | 10,160 |
| 15 | 国庫支出金 | 11,748,640 | △2,314 | 11,746,326 |
| 1 | 国庫負担金 | 4,142,391 | △124,541 | 4,017,850 |
| 1 | 1 民生費国庫負担金 | 4,058,453 | △100,288 | 3,958,165 |
| 4 | 4 災害復旧費国庫負担金 | 83,938 | △24,253 | 59,685 |
| 2 | 国庫補助金 | 7,594,697 | 121,972 | 7,716,669 |
| 1 | 1 総務費国庫補助金 | 6,361,259 | △71,904 | 6,289,355 |
| 2 | 2 民生費国庫補助金 | 313,621 | △6,961 | 306,660 |
| 7 | 7 土木費国庫補助金 | 549,631 | △500 | 549,131 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|--------------------|---------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| 1 地方特例交付金 | 26,251 | 1 地方特例交付金 |
| 1 農業費負担金 | △1,550 | 1 基盤整備地元負担金 |
| 2 水産業費負担金 | △1,150 | 1 県営覆砂事業地元負担金 |
| 3 児童福祉費国庫負担金 | △86,756 | 1 私立保育所運営費国庫負担金 △83,220 2 施設等利用費国庫負担金 △3,536 |
| 4 児童手当費国庫負担金 | △26,028 | 1 児童手当費国庫負担金 |
| 8 国民健康保険基盤安定費国庫負担金 | △940 | 1 国民健康保険保険基盤安定費国庫負担金（保険者支援分） |
| 12 児童扶養手当費国庫負担金 | △5,552 | 1 児童扶養手当費国庫負担金 |
| 13 障害者自立支援給付費国庫負担金 | 18,988 | 1 障害者介護給付費国庫負担金 18,123 2 相談支援給付費等国庫負担金 865 |
| 1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金 | △24,253 | 1 現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金 |
| 1 総務費国庫補助金 | △71,904 | 1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（総務省分） 8,470 2 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費国庫補助金 △75,000 3 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（法務省分） 1,496 4 地方創生推進交付金 △6,870 |
| 4 児童福祉費国庫補助金 | △6,961 | 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 △3,209 2 子育て支援交付金 △3,752 |
| 1 道路橋梁費国庫補助金 | 43,356 | 1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁） |
| 3 都市計画事業費国庫補助金 | △15,940 | 1 社会資本整備総合交付金 |
| 4 公営住宅費国庫補助金 | △41,565 | 1 社会資本整備総合交付金 |

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

| 款 項 目 | | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-------|------------|-----------|----------|-----------|
| | 9 | 教育費国庫補助金 | 214,489 | 201,337 | 415,826 |
| 3 | 国庫委託金 | | 11,552 | 255 | 11,807 |
| | 2 | 民生費国庫委託金 | 11,139 | 255 | 11,394 |
| 16 | 県支出金 | | 2,161,040 | △120,439 | 2,040,601 |
| | 1 | 県負担金 | 1,556,030 | △98,151 | 1,457,879 |
| | 1 | 民生費県負担金 | 1,549,134 | △98,151 | 1,450,983 |
| | 2 | 県補助金 | 498,389 | △22,288 | 476,101 |
| | 2 | 民生費県補助金 | 317,941 | △13,068 | 304,873 |
| | 5 | 農林水産業費県補助金 | 124,965 | 6,918 | 131,883 |
| | 7 | 土木費県補助金 | 14,125 | △11,685 | 2,440 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-----------------------|---------|--|--------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 7 港湾施設整備事業費国庫補助金 | 25,000 | 1 社会資本整備総合交付金 | |
| 10 住宅地区改良費国庫補助金 | △532 | 1 社会資本整備総合交付金 | |
| 11 住宅管理費国庫補助金 | △10,819 | 1 社会資本整備総合交付金 | |
| 2 小学校費国庫補助金 | 45,880 | 1 小学校施設整備事業費国庫補助金 | |
| 5 保健体育費国庫補助金 | 155,457 | 1 給食施設設備費国庫補助金 | |
| 1 社会福祉費委託金 | 255 | 1 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 | |
| 2 児童福祉費県負担金 | △43,378 | 1 私立保育所運営費県負担金 2 施設等利用費県負担金 | △41,610 △1,768 |
| 3 児童手当費県負担金 | △4,023 | 1 児童手当費県負担金 | |
| 6 国民健康保険基盤安定費県負担金 | △6,145 | 1 国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険税軽減分) 2 国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険者支援分) | △5,675 △470 |
| 10 障害者自立支援給付費県負担金 | 9,493 | 1 障害者介護給付費県負担金 2 相談支援給付費等県負担金 | 9,061 432 |
| 12 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金 | △4,947 | 1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金 | |
| 22 災害救助費県負担金 | △49,151 | 1 災害救助費県負担金 | |
| 1 社会福祉費県補助金 | △8,366 | 1 重度心身障害者医療費県補助金 | |
| 4 児童福祉費県補助金 | △4,702 | 1 乳幼児医療費県補助金 2 病児保育事業県補助金 3 延長保育事業県補助金 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業県補助金 | △950 △562 △2,445 △745 |
| 1 農業費県補助金 | 6,918 | 1 担い手確保・経営強化支援事業費県補助金 | |
| 6 住宅管理費県補助金 | △11,685 | 1 建築物管理費県補助金 | |

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

| 款 項 目 | | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 9 | 教育費県補助金 | 13,467 | △4,453 | 9,014 |
| 18 | 寄 附 金 | | 501,102 | 1,500 | 502,602 |
| | 1 | 寄 附 金 | 501,102 | 1,500 | 502,602 |
| | 2 | 民生費寄附金 | 800 | 1,500 | 2,300 |
| 19 | 繰 入 金 | | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| | 2 | 基金繰入金 | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| | 1 | 基金繰入金 | 1,267,488 | 66,042 | 1,333,530 |
| 20 | 繰 越 金 | | 1 | 77,621 | 77,622 |
| | 1 | 繰 越 金 | 1 | 77,621 | 77,622 |
| | 1 | 繰 越 金 | 1 | 77,621 | 77,622 |
| 21 | 諸 収 入 | | 328,217 | 310,689 | 638,906 |
| | 6 | 雑 入 | 223,856 | 310,689 | 534,545 |
| | 4 | 雑 入 | 223,685 | 310,689 | 534,374 |
| 22 | 市 債 | | 2,200,785 | 1,162,700 | 3,363,485 |
| | 1 | 市 債 | 2,200,785 | 1,162,700 | 3,363,485 |
| | 1 | 総務債 | 800 | 3,700 | 4,500 |
| | 2 | 民生債 | 42,800 | △38,600 | 4,200 |
| | 3 | 衛生債 | 45,000 | 2,100 | 47,100 |
| | 5 | 農林水産業債 | 6,000 | △2,100 | 3,900 |
| | 7 | 土木債 | 726,400 | 24,000 | 750,400 |
| | 8 | 消防債 | 554,700 | △25,000 | 529,700 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 | 明 |
|----------------|---------|------------------------------|---------|
| 区分 | 金額 | | |
| 2 小学校費県補助金 | △1,100 | 1 水俣に学ぶ肥後っ子教室事業県補助金 | |
| 4 社会教育費県補助金 | △3,353 | 1 文化財保存整備事業費県補助金 (国重要文化財保存分) | |
| | | | |
| 3 児童福祉費寄附金 | 1,500 | 1 児童福祉費寄附金 | |
| | | | |
| 1 基金繰入金 | 66,042 | 1 財政調整基金繰入金 | △27,812 |
| | | 2 ふるさと応援基金繰入金 | 64,660 |
| | | 3 子ども未来基金繰入金 | 29,194 |
| | | | |
| 1 繰越金 | 77,621 | 1 繰越金 | |
| | | | |
| 8 雑入 | 310,689 | 1 雑入 (総務課) | 1,797 |
| | | 2 雑入 (教育振興課) | △1,100 |
| | | 3 雑入 (生涯学習課) | △360 |
| | | 4 療養給付費返還金 (過年度) | 31,775 |
| | | 5 給食センター整備事業長洲町負担金 | 278,577 |
| | | | |
| 8 低公害車導入事業債 | 3,700 | 1 低公害車導入事業債 | |
| 2 災害援護資金貸付金 | △38,600 | 1 災害援護資金貸付金 | |
| 1 清掃施設整備事業債 | 2,100 | 1 清掃施設整備事業債 | |
| 4 農業基盤整備事業債 | △1,100 | 1 農業基盤整備事業債 | |
| 5 水産基盤整備事業債 | △1,000 | 1 水産基盤整備事業債 | |
| 1 道路橋梁事業債 | 50,000 | 1 道路橋梁事業債 | |
| 4 都市公園事業債 | △15,700 | 1 都市公園事業債 | |
| 5 公営住宅建設事業債 | △41,600 | 1 公営住宅建設事業債 | |
| 7 海岸保全事業債 | 31,300 | 1 海岸保全事業債 | |
| 1 消防・防災施設整備事業債 | △25,000 | 1 防災施設整備事業債 | |

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 9 | 教 育 債 | 263,200 | 1,056,500 | 1,319,700 |
| 10 | 災 害 復 旧 債 | 52,300 | 9,700 | 62,000 |
| 16 | 減 収 補 填 債 | 0 | 132,400 | 132,400 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|----|-------------|---------|----|----------------|
| 区分 | | | | |
| 1 | 義務教育施設整備事業債 | 210,100 | 1 | 小学校施設整備事業債 |
| 3 | 保健体育施設整備事業債 | 842,300 | 1 | 学校給食施設整備事業債 |
| 4 | 社会教育施設整備事業債 | 4,100 | 1 | 社会教育施設整備事業債 |
| 1 | 災害復旧債 | 9,700 | 1 | 農林災害復旧債 11,400 |
| | | | 2 | 土木災害復旧債 △2,000 |
| | | | 3 | 衛生施設災害復旧債 300 |
| 1 | 減収補填債 | 132,400 | 1 | 減収補填債 |

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---------|-----------|---------|-----------|---|---------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 総務費 | 8,045,812 | 233,773 | 8,279,585 | 2,574 | 231,199 |
| 1 総務管理費 | 7,452,418 | 234,252 | 7,686,670 | △7,392 | 241,644 |
| 1 一般管理費 | 765,226 | 66,514 | 831,740 | 地方債 3,700 その他 1,797 | 61,017 |
| 5 財産管理費 | 55,849 | 0 | 55,849 | その他 △19 | 19 |
| 6 基金費 | 9,001 | 246,093 | 255,094 | | 246,093 |
| 7 企画費 | 1,009,294 | △89,516 | 919,778 | 国庫支出金 △81,724 地方債 △25,000 その他 93,854 | △76,646 |
| 9 文化振興費 | 184,752 | 11,161 | 195,913 | | 11,161 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------------|---------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| 3 職員手当等 | 73,450 | 1 行政情報伝達等事業費 △6,936 |
| 12 委託料 | △6,936 | その他委託料 (△6,936) |
| | | 行政情報伝達業務等委託料 (△6,936) |
| | | 2 総務課人件費 73,450 |
| | | 退職手当 (73,450) |
| 24 積立金 | 246,093 | 1 基金費（総合政策課） 46,099 |
| | | 積立金 (46,099) |
| | | ふるさと創生基金積立金 (12) |
| | | 荒尾子ども未来基金積立金 (46,087) |
| | | 2 基金費（財政課） 40,556 |
| | | 積立金 (40,556) |
| | | 財政調整基金積立金 (40,282) |
| | | 減債基金積立金 (69) |
| | | 職員退職手当基金積立金 (99) |
| | | 土地開発基金積立金 (46) |
| | | 市制70周年記念地域活性化基金積立金 (10) |
| | | 公共施設整備基金積立金 (50) |
| | | 3 基金費（くらしいきいき課） 159,435 |
| | | 積立金 (159,435) |
| | | ふるさと応援基金積立金 (159,435) |
| | | 4 基金費（防災安全課） 3 |
| | | 積立金 (3) |
| | | 安心安全まちづくり推進基金積立金 (3) |
| 12 委託料 | △98,949 | 1 地域公共交通活性化事業費 10,497 |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 9,433 | 補助金 (10,497) |
| | | バス路線欠損補助金 (9,887) |
| | | オンデマンド型相乗りタクシー運行等補助金 (610) |
| | | 2 メディア交流館運営費 510 |
| | | 指定管理委託料 (510) |
| | | 3 小袋工芸館運営費 193 |
| | | 指定管理委託料 (193) |
| | | 4 みどり蒼生館運営費 348 |
| | | 指定管理委託料 (348) |
| | | 5 エネルギーマネジメント推進事業費 △100,000 |
| | | その他委託料 (△100,000) |
| | | 蓄電池等導入委託料 (△100,000) |
| | | 6 老朽危険空家除却助成事業費 △1,064 |
| | | 補助金 (△1,064) |
| | | 老朽危険空家除却助成補助金 (△1,064) |
| 12 委託料 | 11,161 | 1 荒尾総合文化センター管理費 11,161 |
| | | 指定管理委託料 (11,161) |

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|-----------|---------|-------|---------|----------------|---------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 3 | 戸籍住民基本台帳費 | 221,062 | △479 | 220,583 | 9,966 | △10,445 |
| 1 | 戸籍住民基本台帳費 | 221,062 | △479 | 220,583 | 国庫支出金 9,966 | △10,445 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|------|---|--------------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 12 委 託 料 | △479 | 1 デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費 その他委託料 デジタル手続法施行に伴う関連システム改修委託料 | △479 (△479) (△479) |

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---------------|------------|----------|------------|---|----------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 3 民生費 | 11,739,380 | △379,163 | 11,360,217 | △255,313 | △123,850 |
| 1 社会福祉費 | 5,368,757 | △12,662 | 5,356,095 | 9,838 | △22,500 |
| 1 社会福祉総務費 | 1,855,880 | △16,689 | 1,839,191 | 国庫支出金 △940 県支出金 △6,145 その他 1,500 | △11,104 |
| 2 老人福祉費 | 325,501 | △10,878 | 314,623 | | △10,878 |
| 4 身体障害者福祉費 | 126,651 | △16,731 | 109,920 | 県支出金 △8,366 | △8,365 |
| 8 国民年金費 | 11,405 | 255 | 11,660 | 国庫支出金 255 | |
| 13 障害者自立支援給付費 | 1,738,441 | 37,977 | 1,776,418 | 国庫支出金 18,988 県支出金 9,493 | 9,496 |
| 16 後期高齢者医療費 | 1,173,892 | △6,596 | 1,167,296 | 県支出金 △4,947 | △1,649 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|---------|----------------------------|-----------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 12 委 託 料 | △2,149 | 1 国民健康保険特別会計繰出金 | △16,053 |
| 24 積 立 金 | 1,513 | 特別会計繰出金 | (△16,053) |
| 27 繰 出 金 | △16,053 | 国民健康保険特別会計繰出金 | (△16,053) |
| | | 2 総合的な保健・福祉・子育て支援施設整備推進事業費 | △2,149 |
| | | その他委託料 | (△2,149) |
| | | 基本構想等策定支援業務委託料 | (△2,149) |
| | | 3 基金費（福祉課） | 1,513 |
| | | 積立金 | (1,513) |
| | | 社会福祉振興基金積立金 | (1,513) |
| 19 扶 助 費 | △10,878 | 1 養護老人ホーム費 | △10,878 |
| | | 扶助費 | (△10,878) |
| 19 扶 助 費 | △16,731 | 1 重度心身障害者医療費助成費 | △16,731 |
| | | 扶助費 | (△16,731) |
| 12 委 託 料 | 255 | 1 国民年金事務費 | 255 |
| | | その他委託料 | (255) |
| | | 年金生活者支援給付金システム改修委託料 | (255) |
| 19 扶 助 費 | 37,977 | 1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 | 36,246 |
| | | 扶助費 | (36,246) |
| | | 2 相談支援給付費等支給事業費 | 1,731 |
| | | 扶助費 | (1,731) |
| 27 繰 出 金 | △6,596 | 1 後期高齢者医療特別会計繰出金 | △6,596 |
| | | 特別会計繰出金 | (△6,596) |
| | | 後期高齢者医療特別会計繰出金 | (△6,596) |

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|-----------------|-----------|----------|-----------|--------------------------------------|----------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 | 児童福祉費 | 4,466,347 | △278,750 | 4,187,597 | △177,400 | △101,350 |
| 1 | 児童福祉総務費 | 1,137,053 | △41,029 | 1,096,024 | 国庫支出金 △9,304 県支出金 △4,702 | △27,023 |
| 2 | 児童措置費 | 3,114,361 | △224,070 | 2,890,291 | 国庫支出金 △109,248 県支出金 △45,633 | △69,189 |
| 3 | 母子福祉費 | 35,938 | △4,279 | 31,659 | 国庫支出金 △3,209 | △1,070 |
| 5 | 清里保育園費 | 122,361 | △2,299 | 120,062 | | △2,299 |
| 8 | 子育てのための施設等利用給付費 | 41,260 | △7,073 | 34,187 | 国庫支出金 △3,536 県支出金 △1,768 | △1,769 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------------|----------|-----------------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 11 役 務 費 | △113 | 1 障害児保育事業費 補助金 |
| 12 委 託 料 | △1,688 | 障害児保育事業補助金 (幼稚園型認定こども園) |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △9,571 | 2 特別保育事業費 補助金 |
| 19 扶 助 費 | △29,657 | 延長保育促進事業補助金 (保育所) |
| | | 延長保育促進事業補助金 (認定こども園) |
| | | 延長保育促進事業補助金短時間認定 (認定こども園) |
| | | 3 病児・病後児保育事業費 |
| | | 事業運営委託料 |
| | | 4 児童扶養手当支給事業費 |
| | | 扶助費 |
| | | 5 子ども医療費助成事業費 |
| | | 扶助費 |
| | | 6 子ども医療費助成拡充事業費 |
| | | 手数料 |
| | | 扶助費 |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △190,000 | 1 管内外私立保育所運営費 各種負担金 |
| 19 扶 助 費 | △34,070 | 管内私立保育所運営費 |
| | | 2 児童手当費 |
| | | 扶助費 |
| 19 扶 助 費 | △4,279 | 1 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費 扶助費 |
| 1 報 酬 | △1,697 | 1 清里保育園管理費 |
| 3 職員手当等 | △239 | 非常勤職員報酬 |
| 4 共 済 費 | △339 | 期末手当 |
| 8 旅 費 | △24 | 健康労働保険料 |
| | | 費用弁償 |
| 19 扶 助 費 | △7,073 | 1 子育てのための施設等利用事業費 扶助費 |

(款) 3 民生費
(項) 4 災害救助費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|---------|---------|--------|-----------------------------------|------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 4 | 災害救助費 | 120,267 | △87,751 | 32,516 | △87,751 | |
| | 1 災害救助費 | 120,267 | △87,751 | 32,516 | 県支出金 △49,151 地方債 △38,600 | |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 | |
|----------|---------|---------|-----------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 10 需 用 費 | △49,151 | 1 災害救助費 | △87,751 |
| | | 修繕費 | (△49,151) |
| 20 貸 付 金 | △38,600 | 貸付金 | (△38,600) |

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

| 4 | 衛生費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---|---------|-----------|--------|-----------|------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | 2,747,165 | 48,936 | 2,796,101 | 2,400 | 46,536 |
| 1 | 保健衛生費 | 653,391 | △1,087 | 652,304 | 300 | △1,387 |
| 1 | 保健衛生総務費 | 168,908 | △1,617 | 167,291 | | △1,617 |
| 3 | 予防費 | 321,265 | 530 | 321,795 | | 530 |
| 6 | 火葬場費 | 31,677 | 0 | 31,677 | 地方債 300 | △300 |

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|-----------|--------|-----------|--------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 | 清 掃 費 | 1,373,077 | 50,023 | 1,423,100 | 2,100 | 47,923 |
| | 2 塵芥処理費 | 1,009,568 | 50,023 | 1,059,591 | 地方債 2,100 | 47,923 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|---------|----------------------------|----------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △30,000 | 1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金 | △30,000 (△30,000) |
| | | 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 | (△30,000) |
| 24 積立金 | 80,023 | 2 基金費（環境保全課） 積立金 | 80,023 (80,023) |
| | | 一般廃棄物処理施設建設基金積立金 | (80,023) |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|-----|------------------------|------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 12 委 託 料 | 17 | 1 働く女性の家管理費 指定管理委託料 | 17 (17) |

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|----------|---------|--------|---------|--------------------------------|--------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 6 農林水産業費 | 440,050 | 515 | 440,565 | 1,440 | △925 |
| 1 農業費 | 320,731 | 2,815 | 323,546 | 4,268 | △1,453 |
| 3 農業振興費 | 44,780 | 6,918 | 51,698 | 県支出金 6,918 | |
| 7 耕地費 | 146,628 | △4,103 | 142,525 | 地方債 △1,100 その他 △1,550 | △1,453 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|--------|--|--------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 6,918 | 1 担い手確保・経営強化支援事業費補助金 担い手確保・経営強化支援事業費補助金 | 6,918 (6,918) (6,918) |
| 12 委託料 | △1,313 | 1 団体営土地改良総合整備事業費 その他委託料 | △1,313 (△1,313) |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △2,790 | 農道台帳作成業務委託料 2 県営土地改良総合整備事業費 県営事業負担金 | (△1,313) △2,790 (△2,790) |

(款) 6 農林水産業費
(項) 3 水産業費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|----------|--------|--------|--------|---|------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 3 | 水産業費 | 26,538 | △2,300 | 24,238 | △2,828 | 528 |
| | 2 水産業振興費 | 18,785 | △2,300 | 16,485 | 国庫支出金 △678 地方債 △1,000 その他 △1,150 | 528 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|--------|--------------------------|--------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △2,300 | 1 有明海活性化対策事業費 県営事業負担金 | △2,300 (△2,300) |

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

| 7 | 商工費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---|---------|---------|--------|---------|----------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | 1 商工費 | 638,662 | 71,816 | 710,478 | | 71,816 |
| | 2 商工振興費 | 392,258 | 70,000 | 462,258 | | 70,000 |
| | 4 観光費 | 97,367 | 1,816 | 99,183 | | 1,816 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------|--------|---|
| 区 分 | 金 額 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 24 積 立 金 | 70,000 | 1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興） 70,000 積立金 (70,000) 荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金 (70,000) |
| 12 委 託 料 | 1,816 | 1 万田坑・炭鉱館管理費 1,816 指定管理委託料 (1,816) |

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

| 8 | 土木費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---|-----------|-----------|--------|-----------|----------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | 2,347,842 | 47,042 | 2,394,884 | 24,355 | 22,687 |
| | 2 道路橋梁費 | 579,692 | 87,018 | 666,710 | 93,356 | △6,338 |
| | 2 道路維持費 | 140,034 | 1,050 | 141,084 | 地方債 3,100 | △2,050 |
| | 3 道路新設改良費 | 426,643 | 85,968 | 512,611 | 国庫支出金 43,356 地方債 46,900 | △4,288 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|--------|--|------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 1,050 | 1 道路施設改修費 県営事業負担金 | 1,050 (1,050) |
| 12 委託料 | △593 | 1 社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線) 工事請負費 | 10,000 (10,000) |
| 14 工事請負費 | 86,561 | 2 社会資本整備総合交付金事業費 (小野高倉線) 工事請負費 | 78,500 (78,500) |
| | | 3 社会資本整備総合交付金事業費 (橋梁補修) 工事施工に伴う委託料 工事請負費 | △2,532 (△593) (△1,939) |

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|---------|-------|---------|--------------|------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 3 | 河 川 費 | 159,163 | 7,000 | 166,163 | 6,300 | 700 |
| | 1 河川総務費 | 159,163 | 7,000 | 166,163 | 地方債 6,300 | 700 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|-------|----------------------|------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 7,000 | 1 河川環境整備費 県営事業負担金 | 7,000 (7,000) |

(款) 8 土木費
(項) 4 港湾費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|---------|--------|---------|----------------------------------|------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 4 | 港 湾 費 | 284,602 | 50,000 | 334,602 | 50,000 | |
| | 2 港湾建設費 | 283,000 | 50,000 | 333,000 | 国庫支出金 25,000 地方債 25,000 | |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|--------|-------------------------------------|--------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 14 工事請負費 | 50,000 | 1 社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防) 工事請負費 | 50,000 (50,000) |

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|----------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 5 | 都市計画費 | 879,152 | 16,733 | 895,885 | △19,632 | 36,365 |
| 1 | 都市計画総務費 | 431,913 | 30,000 | 461,913 | 地方債 △2,990 | 32,990 |
| 2 | 土地区画整理費 | 285,543 | 107 | 285,650 | | 107 |
| 3 | 街路事業費 | 0 | 100 | 100 | | 100 |
| 5 | 公園緑地費 | 142,696 | △13,474 | 129,222 | 国庫支出金 △9,622 地方債 △7,020 | 3,168 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------------|---------|---|
| 区 分 | 金 額 | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 30,000 | 1 公共下水道費 30,000 補助金 (30,000) 下水道事業会計支出金 (30,000) |
| 27 繰 出 金 | 107 | 1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 107 特別会計繰出金 (107) 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (107) |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 100 | 1 街路整備事業費 100 県営事業負担金 (100) |
| 14 工事請負費 | △13,474 | 1 公園施設長寿命化対策事業費 △13,474 工事請負費 (△13,474) |

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|---------|---------|----------|---------|---|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 6 | 住宅費 | 373,411 | △113,709 | 259,702 | △105,669 | △8,040 |
| | 1 住宅管理費 | 373,411 | △113,709 | 259,702 | 国庫支出金 △52,384 県支出金 △11,685 地方債 △41,600 | △8,040 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 | 明 |
|----------------|---------|---------------------------|----------------------|
| 区分 | 金額 | | |
| 12 委託料 | △1,476 | 1 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 | △20,960 (△20,960) |
| 14 工事請負費 | △86,273 | 戸建木造住宅耐震診断事業補助金 | (△270) |
| | | 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金 | (△600) |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △25,960 | がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 | (△8,293) |
| | | 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 | (△200) |
| | | 戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 | (△600) |
| | | 戸建木造住宅建替工事補助金 | (△600) |
| | | 戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 | (△1,000) |
| | | アスベスト含有調査等事業補助金 | (△1,000) |
| | | 戸建木造住宅総合支援事業補助金 | (△8,000) |
| | | 危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 | (△397) |
| | | 2 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金 | △3,000 (△3,000) |
| | | 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 | (△3,000) |
| | | 3 ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費補助金 | △2,000 (△2,000) |
| | | ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金 | (△2,000) |
| | | 4 公営住宅ストック総合改善事業費 | △87,749 |
| | | 工事施工に伴う委託料 | (△1,476) |
| | | 工事請負費 | (△86,273) |

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

| 10 | 教育費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|----|--------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | 2,346,629 | 1,529,873 | 3,876,502 | 1,521,417 | 8,456 |
| 1 | 教育総務費 | 241,395 | 2,928 | 244,323 | 2,924 | 4 |
| | 2 事務局費 | 236,726 | 2,928 | 239,654 | その他 2,924 | 4 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 | |
|--------|-------|---|-----------------------------|
| 区分 | 金額 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 24 積立金 | 2,928 | 1 基金費（教育振興課） 積立金 荒尾市学校教育施設整備基金積立金 | 2,928 (2,928) (2,928) |

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|--------|---------|---------|-----------|-----------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 | 小学校費 | 931,911 | 264,880 | 1,196,791 | 253,780 | 11,100 |
| 1 | 小学校管理費 | 448,077 | 269,280 | 717,357 | 国庫支出金 45,880 地方債 210,100 | 13,300 |
| 2 | 教育振興費 | 483,834 | △4,400 | 479,434 | 県支出金 △1,100 その他 △1,100 | △2,200 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-----------------|---------|-------------------------|----------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 14 工事請負費 | 269,280 | 1 小学校施設改修費 工事請負費 | 269,280 (269,280) |
| | | | |
| 13 使用料及び 賃借料 | △4,400 | 1 水俣に学ぶ肥後っ子教室事業費 借上料 | △4,400 (△4,400) |

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|-----------|---------|--------|---------|--------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 4 | 社会教育費 | 332,970 | △898 | 332,072 | 747 | △1,645 |
| 1 | 社会教育総務費 | 234,639 | △1,073 | 233,566 | 県支出金 △3,353 地方債 3,000 | △720 |
| 2 | 公民館費 | 23,190 | 175 | 23,365 | | 175 |
| 4 | 少年指導センター費 | 14,500 | 0 | 14,500 | 地方債 1,100 | △1,100 |

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|-----------|---------|-----------|-----------|--|---------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 5 | 保健体育費 | 563,307 | 1,262,963 | 1,826,270 | 1,263,966 | △1,003 |
| | 1 保健体育総務費 | 33,883 | △1,518 | 32,365 | その他 △360 | △1,158 |
| | 2 体育施設費 | 107,303 | 723 | 108,026 | 国庫支出金 △6,318 地方債 △5,690 | 12,731 |
| | 3 学校給食費 | 422,121 | 1,263,758 | 1,685,879 | 国庫支出金 155,457 地方債 842,300 その他 278,577 | △12,576 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 |
|----------|-----------|-------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 7 報 償 費 | △1,296 | 1 あらお子どもスポーツ教室事業費 報償金 |
| 11 役 務 費 | △28 | 保険料 |
| 12 委 託 料 | △194 | その他委託料 基礎運動プログラム指導業務委託料 |
| 12 委 託 料 | 723 | 1 運動公園管理費 指定管理委託料 |
| 12 委 託 料 | △33,687 | 1 給食センター整備推進事業費 工事施工に伴う委託料 |
| 14 工事請負費 | 1,297,445 | 工事請負費 |

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

| 11 | 災害復旧費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|----|-------------|---------|---------|---------|---------------|---------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | 251,749 | △33,459 | 218,290 | △14,853 | △18,606 |
| 1 | 農林水産施設災害復旧費 | 86,217 | 0 | 86,217 | 11,400 | △11,400 |
| 1 | 農業災害復旧費 | 86,217 | 0 | 86,217 | 地方債 11,400 | △11,400 |

(一般会計)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|-------|-----------|---------|---------|---------|-----------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 | 土木施設災害復旧費 | 165,532 | △33,459 | 132,073 | △26,253 | △7,206 |
| 1 | 土木災害復旧費 | 165,532 | △33,459 | 132,073 | 国庫支出金 △24,253 地方債 △2,000 | △7,206 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|---------|-----------------|-----------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 14 工事請負費 | △38,161 | 1 現年公共土木災害復旧事業費 | △33,459 |
| | | 工事請負費 | (△38,161) |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 4,702 | 県営事業負担金 | (4,702) |

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

| 区 分 | 職員数 (人) | 給 与 費 | | | | 共済費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | | |
| 補正前の額 | 353 (291) | 324,548 | 1,214,448 | 800,409 | 2,339,405 | 451,347 | 2,790,752 | |
| 補正額 | (△ 1) | △ 2,712 | | 72,979 | 70,267 | △ 602 | 69,665 | |
| 計 | 353 (290) | 321,836 | 1,214,448 | 873,388 | 2,409,672 | 450,745 | 2,860,417 | |

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

| | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 職員手当の内訳 | 区 分 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 単身赴任手当 | 特殊勤務手当 | 時間外勤務手当 |
| | 補正前の額 | 38,995 | 1,613 | 22,051 | 17,204 | 360 | 2,117 | 119,796 |
| | 補正額 | | | | | | | |
| | 計 | 38,995 | 1,613 | 22,051 | 17,204 | 360 | 2,117 | 119,796 |
| | 区 分 | 休日勤務手当 | 夜間勤務手当 | 宿日直手当 | 管理職手当 | 期末勤勉手当 | 児童手当 | 退職手当 |
| | 補正前の額 | 3,783 | 60 | 84 | 17,598 | 507,886 | 24,340 | 44,522 |
| | 補正額 | | | | | △ 471 | | 73,450 |
| | 計 | 3,783 | 60 | 84 | 17,598 | 507,415 | 24,340 | 117,972 |

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

| 区 分 | 前前年度末 現在高 | 前年度末 現在高 | 当 該 年 度 中 | | |
|------------|--------------|-------------|------------------------|-----------|------------------------|
| | | | 当該年度中起債見込額 | | |
| | | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
| 1. 普通債 | 6,298,605 | 6,630,817 | (358,000) 1,649,000 | 1,020,600 | (358,000) 2,669,600 |
| (1) 土木 | 1,823,702 | 2,133,889 | (214,500) 628,300 | 65,600 | (214,500) 693,900 |
| (2) 教育 | 1,550,965 | 1,963,744 | (110,900) 263,200 | 1,056,500 | (110,900) 1,319,700 |
| (3) 公営住宅 | 1,069,487 | 1,013,812 | 98,100 | △ 41,600 | 56,500 |
| (4) 社会及び労働 | | | 300 | | 300 |
| (5) 保健衛生 | 632,176 | 609,110 | 45,000 | 2,100 | 47,100 |
| (6) その他 | 1,222,275 | 910,262 | (32,600) 614,100 | △ 62,000 | (32,600) 552,100 |
| 2. 災害復旧費 | 25,595 | 32,579 | 52,300 | 9,700 | 62,000 |
| (1) 土木 | 25,443 | 31,377 | 48,100 | △ 2,000 | 46,100 |
| (2) 農林水産 | 152 | 302 | 4,200 | 11,400 | 15,600 |
| (3) その他 | | 900 | | 300 | 300 |
| 3. 減税補填債 | 106,918 | 81,435 | | | |
| 4. 臨時財政対策債 | 8,391,478 | 8,224,151 | 499,485 | | 499,485 |
| 5. 減収補填債 | | | | 132,400 | 132,400 |
| 合 計 | 14,822,596 | 14,968,982 | (358,000) 2,200,785 | 1,162,700 | (358,000) 3,363,485 |

(注) () 書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

| 増 減 見 込 み | | | 当該年度末現在高見込額 | | |
|--------------|-----|-----------|-------------|-----------|------------|
| 当該年度中元金償還見込額 | | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | |
| | | | (358,000) | | (358,000) |
| 769,665 | | 769,665 | 7,510,152 | 1,020,600 | 8,530,752 |
| | | | (214,500) | | (214,500) |
| 170,431 | | 170,431 | 2,591,758 | 65,600 | 2,657,358 |
| | | | (110,900) | | (110,900) |
| 137,619 | | 137,619 | 2,089,325 | 1,056,500 | 3,145,825 |
| 129,057 | | 129,057 | 982,855 | △ 41,600 | 941,255 |
| | | | 300 | | 300 |
| 33,550 | | 33,550 | 620,560 | 2,100 | 622,660 |
| | | | (32,600) | | (32,600) |
| 299,008 | | 299,008 | 1,225,354 | △ 62,000 | 1,163,354 |
| 1,326 | | 1,326 | 83,553 | 9,700 | 93,253 |
| 1,275 | | 1,275 | 78,202 | △ 2,000 | 76,202 |
| 51 | | 51 | 4,451 | 11,400 | 15,851 |
| | | | 900 | 300 | 1,200 |
| 21,607 | | 21,607 | 59,828 | | 59,828 |
| 688,031 | | 688,031 | 8,035,605 | | 8,035,605 |
| | | | | 132,400 | 132,400 |
| | | | (358,000) | | (358,000) |
| 1,480,629 | | 1,480,629 | 15,689,138 | 1,162,700 | 16,851,838 |

令和 2 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 5 号）

令和 2 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 3 5 5, 5 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 946,044 | △9,188 | 936,856 |
| | 1 国民健康保険税 | 946,044 | △9,188 | 936,856 |
| 3 国庫支出金 | | 2,321 | 9,188 | 11,509 |
| | 2 国庫補助金 | 2,321 | 9,188 | 11,509 |
| 6 繰入金 | | 737,417 | △16,053 | 721,364 |
| | 1 他会計繰入金 | 637,417 | △16,053 | 621,364 |
| 7 繰越金 | | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| | 1 繰越金 | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| 8 諸収入 | | 68,326 | △45,835 | 22,491 |
| | 4 雑入 | 67,325 | △45,835 | 21,490 |
| 歳 入 合 計 | | 7,355,544 | 23 | 7,355,567 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 7 基金積立金 | | 1 | 23 | 24 |
| | 1 基金積立金 | 1 | 23 | 24 |
| 歳 出 | 合 計 | 7,355,544 | 23 | 7,355,567 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | 946,044 | △9,188 | 936,856 |
| 3 国庫支出金 | 2,321 | 9,188 | 11,509 |
| 6 繰入金 | 737,417 | △16,053 | 721,364 |
| 7 繰越金 | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| 8 諸収入 | 68,326 | △45,835 | 22,491 |
| | | | |
| 歳入合計 | 7,355,544 | 23 | 7,355,567 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 7 基金積立金 | 1 | 23 | 24 |
| | | | |
| 歳出合計 | 7,355,544 | 23 | 7,355,567 |

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税
(項) 1 国民健康保険税

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|--------------------|---------|---------|---------|
| 1 | 国民健康保険税 | 946,044 | △9,188 | 936,856 |
| 1 | 国民健康保険税 | 946,044 | △9,188 | 936,856 |
| 1 | 1 一般被保険者国民健康保険税 | 945,325 | △9,188 | 936,137 |
| 3 | 国庫支出金 | 2,321 | 9,188 | 11,509 |
| 2 | 国庫補助金 | 2,321 | 9,188 | 11,509 |
| 9 | 9 国民健康保険災害等臨時特例補助金 | 0 | 9,188 | 9,188 |
| 6 | 繰入金 | 737,417 | △16,053 | 721,364 |
| 1 | 他会計繰入金 | 637,417 | △16,053 | 621,364 |
| 1 | 1 一般会計繰入金 | 637,417 | △16,053 | 621,364 |
| 7 | 繰越金 | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| 1 | 繰越金 | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| 2 | 2 その他の繰越金 | 4,371 | 61,911 | 66,282 |
| 8 | 諸収入 | 68,326 | △45,835 | 22,491 |
| 4 | 雑収入 | 67,325 | △45,835 | 21,490 |
| 5 | 5 雑収入 | 62,125 | △45,835 | 16,290 |

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|-------------------------------|---------|-----------------------|
| 区分 | | | |
| 1 | 医療給付費 分現年課税 分 | △7,112 | 1 医療給付費（現年度） |
| 2 | 後期高齢者 支援金分現 年課税分 | △1,516 | 1 後期高齢者支援金分現年課税分（現年度） |
| 3 | 介護納付金 分現年課税 分 | △560 | 1 介護納付金（現年度） |
| 1 | 国民健康保 険災害等臨 時特例補助 金 | 9,188 | 1 国民健康保険災害等臨時特例補助金 |
| 1 | 保険基盤安 定繰入金（ 保険者支援 分） | △1,880 | 1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） |
| 2 | 保険基盤安 定繰入金（ 保険税軽減 分） | △7,567 | 1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） |
| 6 | 財政安定化 支援繰入金 | △6,606 | 1 財政安定化支援繰入金 |
| 1 | その他の繰 越金 | 61,911 | 1 その他の繰越金 |
| 1 | 雑入 | △45,835 | 1 雑入 |

3 歳 出

(款) 7 基金積立金
(項) 1 基金積立金

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---------------|-------|-------|----|----------|------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 7 基金積立金 | 1 | 23 | 24 | | 23 |
| 1 基金積立金 | 1 | 23 | 24 | | 23 |
| 1 国保財政調整基金積立金 | 1 | 23 | 24 | | 23 |

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------|-----|---------------------------------------|--------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 24 積 立 金 | 23 | 1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 財政調整基金積立金 | 23 (23) (23) |

令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第4号）

令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,596千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ857,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|---------|--------|---------|
| 4 繰入金 | | 259,582 | △6,596 | 252,986 |
| | 1 一般会計繰入金 | 259,582 | △6,596 | 252,986 |
| 歳入 | 合計 | 864,470 | △6,596 | 857,874 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------------------|----------------------|---------|--------|---------|
| 2 後期高齢者医療広 域連合納付金 | | 787,192 | △6,596 | 780,596 |
| | 1 後期高齢者医療広 域連合納付金 | 787,192 | △6,596 | 780,596 |
| 歳 出 | 合 計 | 864,470 | △6,596 | 857,874 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|---------|--------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | 787,192 | △6,596 | 780,596 |
| | | | |
| 歳出合計 | 864,470 | △6,596 | 857,874 |

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-------------|---------|--------|---------|
| 4 | 繰入金 | 259,582 | △6,596 | 252,986 |
| | 1 一般会計繰入金 | 259,582 | △6,596 | 252,986 |
| | 2 保険基盤安定繰入金 | 218,681 | △6,596 | 212,085 |

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|-------------|--------|-------------|
| 区分 | 金額 | |
| 1 保険基盤安定繰入金 | △6,596 | 1 保険基盤安定繰入金 |

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|--------------------------|---------|--------|---------|---------------|------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 2 後期高齢者 医療広域連 合納付金 | 787,192 | △6,596 | 780,596 | △6,596 | |
| 1 後期高齢者 医療広域連 合納付金 | 787,192 | △6,596 | 780,596 | △6,596 | |
| 1 後期高齢者 医療広域連 合納付金 | 787,192 | △6,596 | 780,596 | その他 △6,596 | |

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|--------|---|--------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | △6,596 | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金 | △6,596 (△6,596) (△6,596) |

令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第4号）

令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 3 国庫支出金 | | 275,000 | 93,307 | 368,307 |
| | 1 国庫補助金 | 275,000 | 93,307 | 368,307 |
| 5 繰入金 | | 167,355 | 107 | 167,462 |
| | 1 他会計繰入金 | 167,355 | 107 | 167,462 |
| 8 市債 | | 243,100 | 93,200 | 336,300 |
| | 1 市債 | 243,100 | 93,200 | 336,300 |
| 歳入合計 | | 786,285 | 186,614 | 972,899 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|----------|---------|---------|---------|
| 2 事業費 | | 685,309 | 186,614 | 871,923 |
| | 1 南新地事業費 | 685,309 | 186,614 | 871,923 |
| 歳 出 | 合 計 | 786,285 | 186,614 | 972,899 |

第 2 表 繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-------|----------|--------------------------|---------|--------------------------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 2 事業費 | 1 南新地事業費 | 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理） | 194,398 | 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理） | 314,398 |
| 2 事業費 | 1 南新地事業費 | 社会資本整備総合交付金事業費（街路） | 71,540 | 社会資本整備総合交付金事業費（街路） | 270,540 |

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|------------|---------------|--------------------|---|---|---------------|--------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 都市計画 事業 | 千円 243,100 | 証書借入 又は 証券発行 | 年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率) | 政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。 | 千円 336,300 | 補正前に同じ | | |

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

| 款 項 目 | | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|----------|---------|--------|---------|
| 3 | 国庫支出金 | 275,000 | 93,307 | 368,307 |
| 1 | 国庫補助金 | 275,000 | 93,307 | 368,307 |
| 1 | 土木費国庫補助金 | 275,000 | 93,307 | 368,307 |
| 5 | 繰入金 | 167,355 | 107 | 167,462 |
| 1 | 他会計繰入金 | 167,355 | 107 | 167,462 |
| 1 | 一般会計繰入金 | 167,355 | 107 | 167,462 |
| 8 | 市 債 | 243,100 | 93,200 | 336,300 |
| 1 | 市 債 | 243,100 | 93,200 | 336,300 |
| 1 | 土木債 | 243,100 | 93,200 | 336,300 |

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|-------------|--------|---------------|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1 区画整理国庫補助金 | 93,307 | 1 社会資本整備総合交付金 |
| | | |
| | | |
| 1 一般会計繰入金 | 107 | 1 一般会計繰入金 |
| | | |
| | | |
| 2 都市計画事業債 | 93,200 | 1 都市計画事業債 |

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

| 1 | 1 | 1 | 1 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---|---|---|-------|--------|-----|--------|---------------|-------|
| | | | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | | 総務費 | 89,954 | 0 | 89,954 | △4,040 | 4,040 |
| | | | 総務管理費 | 89,954 | 0 | 89,954 | △4,040 | 4,040 |
| | | | 一般管理費 | 89,954 | 0 | 89,954 | 地方債 △4,040 | 4,040 |

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|----|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(款) 2 事業費
 (項) 1 南新地事業費

| 2 | 事業費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | |
|---|----------|---------|---------|---------|----------------------------------|--------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | | 685,309 | 186,614 | 871,923 | 190,547 | △3,933 |
| 1 | 南新地事業費 | 685,309 | 186,614 | 871,923 | 190,547 | △3,933 |
| | 1 南新地事業費 | 685,309 | 186,614 | 871,923 | 国庫補助金 93,307 地方債 97,240 | △3,933 |

(南新地土地地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 | |
|-------------------|---------|-----------------------------------|----------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 14 工事請負費 | 74,000 | 1 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理） 補償金 | 112,614 (112,614) |
| 21 補償、補填 及び賠償金 | 112,614 | 2 社会資本整備総合交付金事業費（街路） 工事請負費 | 74,000 (74,000) |

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

| 区 分 | 前前年度末 現在高 | 前年度末 現在高 | 当 該 年 度 中 | | |
|--------|--------------|-------------|----------------------|--------|----------------------|
| | | | 当該年度中起債見込額 | | |
| | | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
| 都市計画事業 | 417,900 | 752,900 | (181,600) 243,100 | 93,200 | (181,600) 336,300 |

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

| 増 減 見 込 み | | | 当該年度末現在高見込額 | | |
|--------------|-----|-------|-------------|--------|-----------|
| 当該年度中元金償還見込額 | | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | |
| | | | (181,600) | | (181,600) |
| | | | 996,000 | 93,200 | 1,089,200 |

令和2年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第4号)

(総則)

第1条 令和2年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和2年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「27,328千円」を「28,237千円」に、「51,415千円」を「50,506千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 629,613千円 | 80,000千円 | 709,613千円 |
| 第1項 企業債 | 393,300千円 | 10,000千円 | 403,300千円 |
| 第2項 補助金 | 197,074千円 | 70,000千円 | 267,074千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,092,151千円 | 80,000千円 | 1,172,151千円 |
| 第1項 建設改良費 | 541,363千円 | 80,000千円 | 621,363千円 |

(企業債)

第3条 予算第6条中「393,300千円」を「403,300千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条中「361,936千円」を「422,745千円」に改める。

令和3年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和2年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|---|-------|----------|---------|--------|---------|------------|
| 1 | 資本的收入 | | 629,613 | 80,000 | 709,613 | |
| | 1 | 企業債 | 393,300 | 10,000 | 403,300 | |
| | | 1 建設改良債 | 393,300 | 10,000 | 403,300 | 公共下水道事業債 |
| | 2 | 補助金 | 197,074 | 70,000 | 267,074 | |
| | | 1 国庫補助金 | 114,700 | 40,000 | 154,700 | 公共下水道国庫補助金 |
| | | 3 他会計補助金 | 82,374 | 30,000 | 112,374 | 一般会計補助金 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|---|-------|---------|-----------|--------|-----------|--|
| 1 | 資本的支出 | | 1,092,151 | 80,000 | 1,172,151 | |
| | 1 | 建設改良費 | 541,363 | 80,000 | 621,363 | |
| | | 1 施設建設費 | 541,363 | 80,000 | 621,363 | 雨水浸水シミュレーション業務委託料 雨水耐水化計画業務委託料 併設雨水ポンプ場耐震診断業務委託料 |

令和2年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

| 項 目 | 金 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 当年度純利益 | 87,650 |
| 減価償却費 | 611,453 |
| 固定資産除却費 | 7,000 |
| 減損損失 | 0 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 773 |
| 引当金の増減額 | 3,669 |
| 長期前受金戻入額 | △ 288,453 |
| 受取利息及び受取配当金 | △ 3 |
| 支払利息 | 108,174 |
| 固定資産売却損益 | 0 |
| 未収金の増減額(△は増加) | 13,182 |
| 受取手形の増減額(△は増加) | 0 |
| 前払費用の増減額(△は増加) | 0 |
| その他流動資産の増減額(△は増加) | 0 |
| 特定収入仮払消費税の調整額 | △ 25,118 |
| 未払金の増減額(△は減少) | △ 76,545 |
| 前受金の増減額(△は減少) | 0 |
| その他流動負債の増減額(△は増加) | 0 |
| 小計 | 441,782 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3 |
| 利息の支払額 | △ 108,174 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 333,611 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 555,250 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 30,001 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 0 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 0 |
| 有価証券の取得による支出 | 0 |
| 有価証券の売却による収入 | 0 |
| 貸付けによる支出 | 0 |
| 貸付金の回収による収入 | 0 |
| 国庫補助金等による収入 | 154,700 |
| 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入 | 112,374 |
| 寄附金による収入 | 0 |
| 負担金による収入 | 9,239 |
| 国庫補助金等の返還による支出 | △ 1,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 249,936 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 一時借入れによる収入 | 0 |
| 一時借入金の償還による支出 | 0 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 | 403,300 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △ 549,788 |
| その他の企業債による収入 | 0 |
| その他の企業債の償還による支出 | 0 |
| 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入 | 0 |
| 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出 | 0 |
| その他の他会計借入金による収入 | 0 |
| その他の他会計借入金の償還による支出 | 0 |
| 他会計からの出資による収入 | 0 |
| リース債務の返済による支出 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 146,488 |
| 資金に係る換算差額 | 0 |
| 資金の増加額(又は減少額) | △ 62,813 |
| 資金期首残高 | 331,010 |
| 資金期末残高 | 268,197 |

令和2年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

| | | | |
|-------------|--------------------|------------|--------------------------|
| 1 固定資産 | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | |
| イ 土地 | | 405,937 | |
| ロ 建物 | 584,896 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 180,228</u> | 404,668 | |
| ハ 構築物 | 14,186,133 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 3,116,543</u> | 11,069,590 | |
| ニ 機械及び装置 | 2,505,519 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 921,854</u> | 1,583,665 | |
| ホ 車両及び運搬具 | 2,622 | | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 928</u> | 1,694 | |
| ヘ 工具器具及び備品 | 4,931 | | |
| 減価償却累計額 | <u>0</u> | 4,931 | |
| ト リース資産 | 0 | | |
| 減価償却累計額 | <u>0</u> | 0 | |
| チ 建設仮勘定 | | 684,674 | |
| 有形固定資産合計 | | | 14,155,159 |
| (2) 無形固定資産 | | | |
| イ 電話加入権 | | 1,672 | |
| 無形固定資産合計 | | | <u>1,672</u> |
| 固定資産合計 | | | 14,156,831 |
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | | | 268,197 |
| (2) 未収金 | | 49,585 | |
| 未収金貸倒引当金 | <u>△ 4,078</u> | 45,507 | |
| (3) 受取手形 | | 0 | |
| 受取手形貸倒引当金 | | 0 | |
| 短期貸付金貸倒引当金 | <u>0</u> | 0 | |
| (4) 未収収益 | | 0 | |
| 未収収益貸倒引当金 | <u>0</u> | 0 | |
| (5) その他流動資産 | | | 0 |
| 流動資産合計 | | | <u>313,704</u> |
| 資産合計 | | | <u><u>14,470,535</u></u> |

負債の部

| | | | |
|-----------------|--------|-------------|------------|
| 3 固定負債 | | | |
| (1) 企業債 | | 6,080,961 | |
| (2) 長期リース債務 | | 0 | |
| (3) 引当金 | | | |
| イ 退職給付引当金 | 63,764 | | |
| ロ 特別修繕引当金 | 0 | | |
| ハ その他引当金 | 0 | | |
| ニ 修繕引当金 | 0 | 63,764 | |
| 固定負債合計 | | | 6,144,725 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1) 企業債 | | 531,971 | |
| (2) 他会計借入金 | | 0 | |
| (3) 短期リース債務 | | 0 | |
| (4) 未払金 | | 63,573 | |
| (5) 前受収益 | | 0 | |
| (6) 引当金 | | | |
| イ 退職給付引当金 | 0 | | |
| ロ 賞与引当金 | 4,777 | | |
| ハ 法定福利引当金 | 735 | | |
| ニ 修繕引当金 | 0 | | |
| ホ 特別修繕引当金 | 0 | | |
| ヘ その他引当金 | 0 | 5,512 | |
| (7) 預り金 | | 450 | |
| (8) その他流動負債 | | 0 | |
| 流動負債合計 | | | 601,506 |
| 5 繰延収益 | | | |
| (1) 長期前受金 | | 7,812,998 | |
| (2) 長期前受金収益化累計額 | | △ 1,994,449 | |
| 繰延収益合計 | | | 5,818,549 |
| 負債合計 | | | 12,564,780 |

資本の部

| | | | |
|---------------|---------|-----------|------------|
| 6 資本金 | | | |
| (1) 資本金 | | | |
| イ 固有資本金 | 649,320 | | |
| ロ 組入資本金 | 783,031 | 1,432,351 | |
| 資本金合計 | | | 1,432,351 |
| 7 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| イ 受贈財産評価額 | 43,044 | | |
| ロ 国県補助金 | 155,940 | | |
| 資本剰余金合計 | | 198,984 | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 100,000 | | |
| ロ 建設改良積立金 | 86,770 | | |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | 87,650 | | |
| 利益剰余金合計 | | 274,420 | |
| 剰余金合計 | | | 473,404 |
| 資本合計 | | | 1,905,755 |
| 負債資本合計 | | | 14,470,535 |